

株式会社どんぐり工房 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年12月1日～平成29年11月30日までの3年間
2. 内容

目標1：子育てを行う従業員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

<対策>

- ① 妊娠中や出産後の女性従業員の健康の確保について、制度の周知や情報提供、個別相談ができる体制の整備および実施
- ② 育児休業後、職場復帰しやすい環境整備として次の事項を盛り込んだ就業規則に改正
 - (1) 育児短時間勤務制度を小学校就学前までの子を持つ親に拡充し、勤務時間について9時から5時、9時から4時までの選択制とする
 - (2) 子の看護休暇制度を半日または時間単位での取得を認める

目標2：介護をしながら働く従業員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための多様な労働条件の整備

<対策>

- ① 介護をしながら働く従業員との個別相談、本人の希望に沿った労働条件の提示および実施にむけての働きかけ
- ② 介護をしながらでも働きやすい環境整備として次の事項を盛り込んだ就業規則に改正
 - (1) 介護短時間勤務制度の日数制限を無くし、介護が必要なくなるまでに拡充
 - (2) 短時間勤務の時間を1週間に8時間を超えない範囲で選択可能にする
 - (3) 介護休暇制度を半日または時間単位での取得を認める

目標3：働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

<対策>

- ① 所定外労働の削減のための措置の実施
 - (1) 始業・終業時間を繰り上げまたは繰り下げる制度への検討
 - (2) 業務内容・業務体制の見直しを図り、必要な部署への人員の確保
- ② 年次有給休暇取得の促進のための措置の実施
1年のうちの5日間について時間単位での有給休暇の取得を認める